

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3858366号
(P3858366)

(45) 発行日 平成18年12月13日(2006.12.13)

(24) 登録日 平成18年9月29日(2006.9.29)

(51) Int. Cl. F I
B 6 5 D 77/20 (2006.01) B 6 5 D 77/20 F

請求項の数 2 (全 4 頁)

(21) 出願番号	特願平9-201666	(73) 特許権者	000003193 凸版印刷株式会社 東京都台東区台東1丁目5番1号
(22) 出願日	平成9年7月28日(1997.7.28)	(72) 発明者	時田 秀久 東京都台東区台東1丁目5番1号 凸版印刷株式会社内
(65) 公開番号	特開平11-43177	審査官	市野 要助
(43) 公開日	平成11年2月16日(1999.2.16)	(56) 参考文献	実開昭64-42278(JP, U)
審査請求日	平成16年6月17日(2004.6.17)	(58) 調査した分野(Int.Cl., DB名)	B65D 77/20

(54) 【発明の名称】 容器蓋材

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

上方部が開口された容器本体を密封する蓋材であって、この蓋材の表面に局部的に折り返し部が形成され、この折り返し部の内面同士が接着されていることを特徴とする容器蓋材。

【請求項2】

上方部が開口された容器本体を密封する蓋材であって、この蓋材が、蓋材本体と、立設部に折り曲げ線を介して糊代部が連設されたヘッダー部とから成り、

前記ヘッダー部は、糊代部が折り曲げ線に沿って折り曲げられ、糊代部の裏面が蓋材本体の表面に接着されていることを特徴とする容器蓋材。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、上方部が開口された紙カップ、紙トレイ、プラスチック成形品等の容器に用いるシート状蓋材に関し、特にはヘッダー部が取り付けられた容器蓋材に関する。

【0002】

【従来技術】

従来、上方部が開口されたカップやトレイなどの容器は、内容物を充填した後、容器を密封するために、図3に示すように、プラスチックフィルムを主体とする積層シートなどを

10

20

蓋材 50 として使用して、容器本体 10 と密封シールしている。そして、スーパーマーケット等の店頭では陳列棚に置かれて陳列されていた。

【0003】

従って、容器が棚の高い箇所に陳列された場合には、蓋材に印刷等の美粧手段が施してあっても、消費者の目には写らず、消費者が商品を目にするのは、容器の側面からのみであった。

また、平面的に陳列されるだけで、立体的な展示はできなかった。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

本発明は、上方部が開口した容器本体にシート状蓋材を密封した容器に関する上記のような問題点に着目してなされたもので、横方向からも目視可能で、かつ、立体的な展示も可能な容器蓋材を提供することを目的とする。

【0005】

【課題を解決するための手段】

本発明の第1の発明は、上方部が開口された容器本体を封緘する蓋材であって、この蓋材の表面に局部的に折り返し部が形成され、この折り返し部の内面同士が接着されている容器蓋材である。

【0006】

また、第2の発明は、上方部を開口した容器本体に封緘する蓋材であって、この蓋材が、蓋材本体と、立設部に折り曲げ線を介して糊代部が連設されたヘッダー部とから成り、前記ヘッダー部は、糊代部が折り曲げ線に沿って折り曲げられ、糊代部の裏面が蓋材本体の表面に接着されている容器蓋材である。

【0007】

上記のように本発明によれば、蓋材の表面に局部的に折り返し部が形成され、この折り返し部の内面同士が接着されているので、折り返し部に印刷を施しておけば、折り返し部を立てることにより横方向からも印刷部分が見えるし、折り返し部をヘッダーとして活用することができる。

【0008】

また、容器蓋材が、蓋材本体と、立設部に折り曲げ線を介して糊代部が連設されたヘッダー部とから成り、前記ヘッダー部は、糊代部が折り曲げ線に沿って折り曲げられ、糊代部の裏面が蓋材本体の表面に接着されているので、ヘッダー部に予め印刷を施しておけば、横方向からも印刷部分が見えるし、吊り下げて陳列することもできる。

【0009】

【発明の実施の形態】

以下実施例により本発明を詳細に説明する。

図1は本発明の容器蓋材を示す説明図で、(a)は容器蓋材で容器本体を密封した状態を示す説明図であり、(b)は容器蓋材の展開説明図である。図2は本発明の別の容器蓋材を示す説明図で、(a)は容器蓋材で容器本体を密封した状態を示す説明図であり、(b)は容器蓋材に用いるヘッダー部を示す展開説明図である。

【0010】

実施例1 ... 蓋材とヘッダー部が一体に形成された例

図1(a)において、10は容器本体、20は容器蓋材を示し、容器蓋材20は上方が開口された容器本体10の開口部を密封している。

【0011】

容器蓋材20の中央には、山折り線mが設けられ、その両側には谷折り線nが設けられ、山折り線、谷折り線を各々折り返すことにより、谷折り線より内側部分は折り返し部21となる。折り返し部21の内面同士は熱または接着剤により接着しておく(図1(b)参照)。

折り返し部21を含めた容器蓋材20は必要に応じて文字、絵柄等が印刷されている。

【0012】

10

20

30

40

50

容器蓋材 20 の構成材料としては、容器本体と熱接着可能な材料であればよく、例えば、ポリプロピレン (P P) / エチレン - 酢酸ビニール共重合体ケン化物 (E V O H) / P P 、ポリエチレンテレフタレート (P E T) / アルミニウム蒸着 P E T / 線状低密度ポリエチレン (L L D P E) 、 P E T / アルミニウム箔 (A l) / L L D P E 等の構成からなる多層フィルムが使用されるが、蓋材に折り曲げ易さを付加するため、中間層に純白ロール等の薄紙を用いる場合もある。

【 0 0 1 3 】

折り返し部 21 に、例えば、吊り下げ用の孔 (図示せず) を穿設しておくこと、容器を吊り下げ展示することができ、視覚効果を高めることができる。

【 0 0 1 4 】

実施例 2 ... 蓋材とヘッダー部が別体に形成された例
この例は図 2 (a) に示すように、容器蓋材 30 が、蓋材本体 31 と蓋材本体の表側に接着されたヘッダー部 32 とからなっている。

【 0 0 1 5 】

蓋材本体 31 は、多層フィルム等実施例 1 と同様の材料が使用できる。
ヘッダー部 32 は、図 2 (b) に示されるように、立設部 32 a と糊代部 32 b が谷折り線 n を介して連設されている。

【 0 0 1 6 】

ここで、糊代部 32 b は、蓋材本体の直径と同じか直径より短く形成されるが、立設部 32 a は蓋材本体の直径と同じか直径より短く形成されるとは限らず、蓋材本体の直径よりも大きく形成されることもある。

【 0 0 1 7 】

ヘッダー部 32 の構成材料には、紙、プラスチックシート等が使用できる。

【 0 0 1 8 】

蓋体本体 31 の表面の中央部に、谷折り線 n に沿って折り曲げた糊代部 32 b の裏面を接着剤等を用いて貼着し、容器蓋材 30 を作製した。
立設部 32 a の両面には必要に応じて文字、絵柄等が印刷されている。また、立設部 32 a に、例えば、吊り下げ用の孔 (図示せず) を穿設しておくこと、容器ごと吊り下げ展示することができ、視覚効果を高めることができる。

【 0 0 1 9 】

【 発明の効果 】

上記のように本発明によれば、容器蓋材にハンガー機能を持たせたので、棚に置くだけであった展示方法が、吊り下げて店頭に置く展示が可能となった。
さらに、容器蓋材にヘッダー部を設けることにより、表示面積が増え、さらに容器本体の側面だけでなく、蓋材の表示からも視覚効果を得ることが可能となった。

【 図面の簡単な説明 】

【 図 1 】本発明の容器蓋材の一例を示す説明図で、(a) は容器蓋材で容器本体を密封した状態を示す説明図であり、(b) は容器蓋材の展開説明図である。

【 図 2 】本発明の別の容器蓋材を示す説明図で、(a) は容器蓋材で容器本体を密封した状態を示す説明図であり、(b) は容器蓋材に用いるヘッダー部を示す展開説明図である。

【 図 3 】従来の容器蓋材で容器本体を密封した状態を示す説明図である。

【 符号の説明 】

10 容器本体
20、30、50 容器蓋材
21 折り返し部
31 蓋材本体
32 ヘッダー部
32 a 立設部
32 b 糊代部

10

20

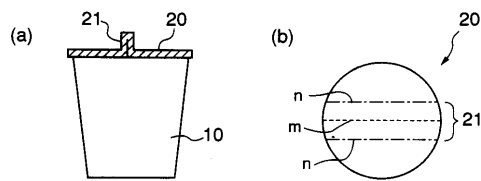
30

40

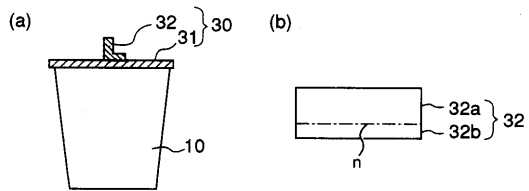
50

m 山折り線
n 谷折り線

【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】

